

(趣旨)

第1条 この条例は、屋内こども広場の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・大和市屋内こども広場条例を制定する趣旨を定めています。
- ・屋内こども広場の設置や管理等必要な事項を、この条例によって定めることを示しています。

(設置)

第2条 多様化する子育てニーズに応え、市民の子育て・子育てを支援することにより、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図ることを目的として、屋内こども広場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市屋内こども広場
- (2) 位置 大和市大和南一丁目8番1号

【解説】

- ・屋内こども広場の目的、名称、位置について定めています。
- ・屋内こども広場は、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図る施設として、大和市大和南一丁目8番1号に設けられる大和市文化創造拠点の中に設置されます。

(事業)

第3条 屋内こども広場は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの遊び及び学びの場の提供に関する事。
- (2) 子育て世代の親子の交流促進に関する事。
- (3) 子育てに係る相談及び情報提供に関する事。
- (4) 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号。以下「文化創造拠点条例」という。)第2条第1号から第3号までに掲げる公の施設の利用に併せた保育に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

【解説】

- ・屋内こども広場で行われる事業について定めた規定です。
 - 子どもが成長に必要な知力や体力を養い、日々健康に過ごすため、天候に左右されずに思い切りあそぶことのできる場を提供します。
 - 子育て世代の親子が集うことで、親子の交流に加え、親同士、子ども同士の交流を促進する機会を提供します。

○子育てに関する悩みや子どもの健康について気軽に相談できる環境及び情報を得られる環境を提供します。

○利用者が、文化芸術や生涯活動をする際に安心して子どもを預けられる場を提供します。

[参考]大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例

(構成施設)

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

- (1) やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール
- (2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館
- (3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター
- (4) 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場

(指定管理者による管理)

第4条 屋内こども広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、文化創造拠点条例で定める。

【解説】

- ・屋内こども広場の管理主体について定めたものです。
- ・屋内こども広場の管理は、指定管理者に行わせることとし、その指定等についての必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（文化創造拠点条例）で定めることとしています。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 屋内こども広場において有料で利用させるもの（以下「有料施設」という。）の利用者登録及び利用の承認に関する業務
 - (3) 有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
 - (4) 屋内こども広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

【解説】

- ・指定管理者が行う業務を定めた規定です。
- ・第3条各号に掲げた事業に係る事業のほか、施設利用の承認や利用料金の徴収等に関する業務、施設等の維持及び修繕に関する業務などを定めています。
- ・文化創造拠点は、芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内こども広場などの複数の機能から成る施設であり、複合化による相乗効果を最大限に発揮し、施設全体を効率的、効果的に管理運営する観点から第2項が定められています。

(開館時間)

第6条 屋内こども広場の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

【解説】

- ・屋内こども広場の開館時間は午前9時から午後7時までとしています。
- ・他施設の準備、片付けにかかる時間や指定管理者が行うイベント等にも対応できるよう、指定管理者が開館時間等を変更できることを定めています。

(休館日)

第7条 屋内こども広場の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

【解説】

- ・屋内こども広場の休館日は、1月1日及び12月31日としています。
- ・施設のメンテナンス、他施設の準備、片付けにかかる時間や指定管理者が行うイベント等、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができることを定めています。

(利用の承認)

第8条 有料施設は別表のとおりとし、有料施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ利用者登録を受けた上で、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

【解説】

- ・屋内こども広場の有料施設は、げんきっこ広場、保育室、多目的室として規定しています。
- ・有料施設を利用する場合は、施行規則第2条第1項に規定する大和市屋内こども広場利用者登録申請書を事前に提出し、利用者登録を受け、施行規則第5条第1項で規定する方法により、

利用の承認を受けなければなりません。

- ・第2項では、指定管理者は登録、承認に際し、管理上必要な条件を付することができることを規定しています。

[参考]大和市屋内こども広場条例施行規則（第5条、第6条）

（利用申請）

第5条 条例第8条に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）の利用の承認を受けようとするもの（以下「利用申請者」という。）は、げんきっこ広場については指定管理者が別に定める方法により、保育室又は多目的室については大和市屋内こども広場利用申請書を指定管理者に提出することにより利用申請をしなければならない。この場合において、多目的室の利用の承認を受けようとするものは、当該申請書に大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第2条第1号及び第3号に掲げる公の施設（以下「利用施設」という。）の利用を承認されたことを証する書類を添えなければならない。

2 利用申請をすることができる期間は、次の各号に掲げる有料施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、保育室については、指定管理者が認める場合は、当該期間を過ぎて利用申請をすることができる。

- (1) げんきっこ広場 利用日の午前9時から利用の前（利用日の午後6時を限度とする。）まで
- (2) 保育室 利用日の1月以上前で指定管理者が別に定める日から1週間前まで
- (3) 多目的室 利用施設の利用の承認を受けた日から当該施設の利用の前日まで

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、前項に規定する期間よりも前に利用申請をすることができるものとする。

（利用承認等）

第6条 指定管理者は、前条第1項の利用申請があつた場合は、その内容を審査し、げんきっこ広場及び保育室については、指定管理者が別に定める方法により、多目的室については、利用を承認するときは大和市屋内こども広場利用承認通知書により、利用を承認しないときはその旨を利用申請者に通知するものとする。

（利用の不承認及び利用承認の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上その利用を不相当と認めるとき。

2 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）が、次

の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 利用の承認を受けるに当たり、偽り又は不正があったとき。
- (2) 第8条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用の承認後、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

3 前項の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

【解説】

- ・利用の申請にあたり、指定管理者は、申請者が(1)～(4)までのいずれかに該当するときは、利用承認をしないことを定めています。具体的には次のようなケースが該当します。
 - 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - 危険物を持ち込むおそれがあるとき。
 - 騒音、臭気、火気等を発生させることにより、施設内の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
 - 指定暴力団その他集团的端は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められたとき。
 - 犯罪を行うおそれがあるとき。
 - 施設の設置目的から著しく逸脱した利用目的であるとき。
 - 過去の利用実績において、条例や規則若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再度同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。
 - その他、上記のケースに準ずると認められるとき。
- ・指定管理者は、申請者に利用の承認をした後に、申請者が(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、利用承認を取り消したり、利用を中止若しくは変更させたりすることができることを定めています。
 - 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - 施設の利用承認に際し付した条件に違反したとき。
 - 利用者が第9条の利用の承認の取消の事由に該当することが判明したとき。
 - 地震、火災、事件、事故などのほか、市が緊急に施設の利用を必要とする事態が生じたとき。
 - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - その他、上記のケースに準ずると認められるとき。

(利用料金)

第10条 利用者は、利用料金を指定管理者に対して有料施設を利用する前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 市が主催し、若しくは共催し、又は指定管理者が主催する事業等に有料施設を利用するときは、利用料金を免除することができる。

【解説】

- ・屋内こども広場の有料施設の利用料金に関する事項を定めた規定です。
- ・屋内こども広場の有料施設の利用料金は、指定管理者に対して利用の前に支払わなければならないことを基本とし、その額は、条例別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることを規定しています。
- ・また、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることを定めています。
- ・市が主催し、若しくは共催し、又は指定管理者が主催する事業等で有料施設を利用する際には、利用料金を免除できることを規定しています。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

【解説】

- ・利用料金の還付について定めたもので、既納の利用料金は還付しないことを規定しています。
- ・ただし、指定管理者は、規則で定められている要件に該当する場合は全部又は一部を還付することが可能であることも規定しています。
- ・利用料金の還付をする場合及び還付額は、規則第10条において、次のように定めています。

[参考]屋内こども広場条例施行規則第10条

(利用料金の還付)

第10条 条例第11条に規定する利用料金の還付は、利用者が次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき 利用料金の全額
- (2) その他指定管理者が必要と認めるとき 指定管理者が定める額

2 利用者が前項の規定による利用料金の還付を受けようとするときは、大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、大和市屋内こども広場有料施設利用料金還付決定通知書により利用者に通知するものとする。

(入場の制限等)

第12条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み、又は退場させることができる。

【解説】

- ・指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者の入場を拒否、又は退場させることができることを定めています。具体的には、次のようなケースに該当する者が対象となります。
- 泥酔者、薬物中毒者等是非弁明能力又は行動制御能力が欠けた状態の者。
- 建物又は設備を損傷又は滅失しようとする者。
- 危険物を持ち込もうとする者。
- 騒音、臭気、火気等を発生させることにより、施設内の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがある者。
- 指定管理者の支持に従わない者。
- その他上記のケースに準ずると認められる者。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第13条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に有料施設の施設等（以下「有料施設等」という。）を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【解説】

- ・利用者は、利用の承認を受けた目的外の利用、権利の譲渡、転貸をしてはならないことを定めた規定です。
- ・「利用の承認を受けた目的」とは、利用承認の申請に際して記載した目的を言います。
- ・利用者が目的外の利用及び権利譲渡等をした場合には、利用承認の取消要件となります。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、有料施設等の利用を終了したときは、直ちに有料施設等を原状に復さなければならない。第9条第2項の規定により利用の中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行することができる。この場合において、これに要した費用は利用者の負担とする。

【解説】

- ・ 利用者の原状回復義務を規定しています。
- ・ 多目的室等の利用を終了したとき、指定管理者から利用の中止を命じられたときは、利用者は直ちに原状に復さなければなりません。
- ・ 利用者が施設、設備等を原状回復しなかったときは、利用者に代わって、市長が執行することができます。ただし、原状回復にかかった費用は、利用者が負担することを定めています。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【解説】

- ・ 施設等に与えた損害に対する利用者の賠償義務について定めています。
- ・ 故意又は過失により施設等を損傷、滅失したときには、利用者がその損害を賠償しなければならないことを定めています。ただし、やむを得ない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りではありません。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例を施行するにあたり、さらに必要な事項の制定について規定したものです。
- ・ 具体的には、「大和市屋内こども広場条例施行規則」で定めます。

別表（第8条及び第10条関係）

有料施設の名称及び利用料金の上限額

名称	区分		単位		金額
げんきっこ広場	個人利用	こども	2時間につき	市内利用者	200円
				市外利用者	300円
		おとな	1日につき	市内利用者	300円
				市外利用者	400円
保育室	個人利用		1時間につき	500円	
多目的室	団体利用		2時間につき	1,000円	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人利用 有料施設を利用者登録した個人が利用することをいう。
 - (2) 団体利用 有料施設を利用者登録した団体が利用することをいう。
 - (3) 市内利用者 市内に住所を有する者をいう。
 - (4) 市外利用者 市内利用者以外の者をいう。
 - (5) こども 満3歳から満8歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。
 - (6) 1日 午前9時から午後7時までをいう。

【解説】

- ・第8条に規定する有料施設の利用料金について定めています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・げんきっこ広場の利用料金は、子どもは2時間単位の5クール完全入れ替え制で、おとなは1日ごとに設定されており、上限額は、表のとおりとなっています。
- ・保育室の利用は1時間単位に設定されており、上限額は、表のとおりとなっています。
- ・多目的の利用は2時間単に設定されており、上限額は、表のとおりとなっています。
- ・備考では、有料施設の利用対象となる区分について規定しています。
 - 利用区分には、個人利用と団体利用があり、有料施設を利用者登録をした個人または団体をいいます。
 - げんきっこ広場の利用金額は、市内に住所を有する市内利用者と市内利用者以外の市外利用者によって異なります。
 - げんきっこ広場を利用できる子どもは、満3歳から小学校2年生までとなります。
 - げんきっこ広場を利用するおとなの利用時間は、午前9時から午後7時までとなります。

- 2 利用料金は、1時間を単位としているものについては、1時間未満の場合も1時間とみなし、2時間を単位としているものについては、2時間未満の場合も2時間とみなして計算する。

【解説】

- ・げんきっこ広場については、入場から退場までを含め2時間を単位と規定しています。
- ・保育室については、準備から原状回復までを含め1時間を単位と規定しています。
- ・多目的室については、準備から原状回復までを含め2時間を単位と規定しています。
- ・また、使用時間単位未満であっても使用時間区分で規定する時間とみなし、利用料金を算定することを規定しています。

3 げんきっこ広場に入場する満3歳に達しない者は、無料とする。

【解説】

- ・満3歳に達していない児童がげんきっこ広場に入場する場合には、利用料金を徴収しないことを規定しています。

4 保育室を利用できる者は、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者とし、利用時間は、1日につき4時間を限度とする。

【解説】

- ・保育室を利用できる対象児童を満1歳から小学校就学前児童とし、利用時間できる時間は1日につき4時間を限度として規定しています。

5 多目的室の利用は、市が主催し、若しくは共催し、又は指定管理者が主催する事業等に利用する場合を除き、文化創造拠点条例第2条第1号及び第3号に掲げる公の施設において催される講座、講演会等と併せて行われる保育のための利用に限る。

【解説】

- ・多目的室の利用ができる要件を規定しています。
 - 市が主催し、若しくは共催する事業
 - 指定管理者が主催する事業
 - 文化創造拠点に係る指定管理者の指定に関する条例（文化創造拠点条例）第2条第1項第1号に掲げる芸術文化ホール及び第3号に掲げる大和生涯学習センターにおいて催される講座、講演会等と併せて行われるための保育の利用

[参考]大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例

(構成施設)

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

- (1) やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール
- (2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館
- (3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター
- (4) 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場